

宣誓することができる方

- ✓ 両当事者がともに成年に達していること
- ✓ 当事者の少なくともいずれか一方が府民又は府内への転入を予定していること
- ✓ 両当事者がともに現に婚姻していないこと
- ✓ 現に当該パートナーシップ関係の相手方以外の方とパートナーシップ関係にないこと
- ✓ 当事者同士が婚姻をすることができないとされている方同士の関係にないこと

※同様の制度を実施している府内の自治体において宣誓の対象となる場合は除きます。

令和4年3月1日時点の実施市

大阪市、堺市、枚方市、交野市、大東市、富田林市、貝塚市

宣誓に関するお問合せ先

大阪府 府民文化部 人権局 人権企画課 教育・啓発グループ

【受付時間】平日：午前9時から午後6時まで

年末年始(12月29日から1月3日)除く

【電話番号】06-6210-9281 【ファックス】06-6210-9286

【メール】partnership@gbox.pref.osaka.lg.jp

※メールによる宣誓手続きの予約は24時間受け付けています。
予約日時の確認は、翌開庁日以降に連絡させていただきます。

大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

検索

https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/sogi_partnership/index.html



相談窓口の紹介

国(法務省)の人権相談窓口

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

電話番号 **0570-003-110**

【受付時間】平日 午前8時30分～午後5時15分

インターネットによる人権相談も受け付けています。

詳しくは法務省のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

大阪府人権相談窓口

大阪府が一般財団法人大阪府人権協会に委託し実施しています。

電話番号 **06-6581-8634**

【受付時間】平日相談：月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分

夜間相談：火曜日 午後5時30分～午後8時

休日相談：毎月第4日曜日 午前9時30分～午後5時30分

【メール】so-dan@jinken-osaka.jp

【手紙】〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

【ファックス】06-6581-8614



大阪府府民文化部人権局 令和4(2022)年3月発行

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)38階

電話番号：06-6210-9281 ファックス：06-6210-9286

大阪府人権局ホームページ：http://www.pref.osaka.lg.jp/s_jinken/

大阪府 性的マイノリティの
人権問題に関するwebページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/sogi/index.html>



このカードを ご存知ですか？

パートナーシップ宣誓書受領証

大阪府パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。



©2014 大阪府もずやん

様
様

年 月 日
大阪府知事

表面
【もずやん】

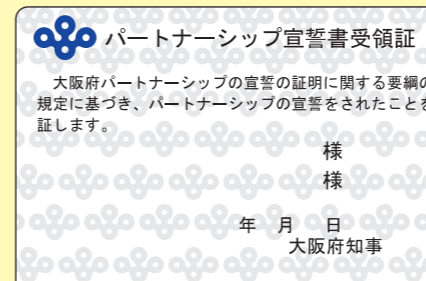
大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

大阪府パートナーシップ宣誓証明制度は、性的マイノリティ当事者の方が互いを人生のパートナーとすることを宣言する「宣誓書」を提出し、大阪府が宣誓された事実を証明することにより、両者が社会において自分らしく生きることができるよう支援する制度です。

宣誓書受領証は、住所や独身を証明する書類を提出いただき、本人確認などの手続きを行ったうえで、大阪府が交付しています。

大阪府が交付するパートナーシップ宣誓書受領証

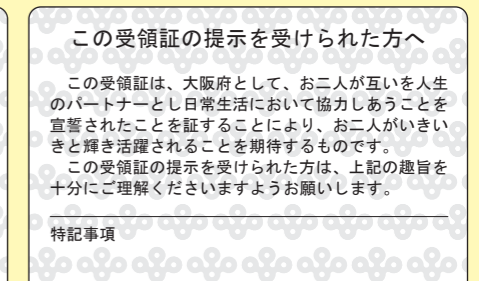
表面【無地】



表面【レインボー】



裏面



※カードの表面は、「もずやん」、「無地」、「レインボー」の3種類からお選びいただけます。(運転免許証サイズ)

パートナーシップ宣誓証明制度へのご理解・ご配慮をお願いします

パートナーシップ宣誓証明制度は婚姻制度と異なり、法律上の効果は生じませんが、性の多様性への配慮の観点から、パートナーシップの関係にあることの証明を受けた方に対し、家族同様のサービスを提供する取組みを行う企業も出てきています。

一人ひとりが考え方の違いを理解し、認め合うことで、働きがいの充実と企業の社会的価値の向上につながることであり、ダイバーシティ&インクルージョン^{※1}の取組みの推進により、SDGs^{※2}の目標の達成にもつながっていくものと考えています。

受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解のうえ、事業活動の中に制度を取り入れ、対応いただきますよう、ご協力をお願いします。



～利用者の声～

携帯電話会社の人から、自治体が発行する証明書があれば、同性パートナーであっても、**家族割の適用を受けられる**との説明があったので申請しようと思った。

今まで二人の関係を公にすることができなかったけど、**二人の関係が社会的に認められた**ことがうれしい。

受領証を提示することにより、**家族と同等のサービスを提供してくれるところが増える**ようになればいいと思う。

※1 **ダイバーシティ&インクルージョン**: 多様な人々がお互いの違いを認めて一体化しようとする事

※2 **SDGs**: 持続可能な世界を実現するための17ゴール(目標)と169のターゲットで構成された2030年までの開発目標

性の多様性に配慮した取組み

性のあり方は、人それぞれ異なります。自分の性別をどう考えるのか、どんな性別に惹かれるのか、それも個性の一つです。さまざまな性のあり方が存在することを当たり前のこととし、違い(個性)を認め、互いの人権を尊重しあう社会をともに築いていきましょう。

大阪府では

- 受領証の交付を受けた方については、府営住宅の入居申込が可能となるとともに、府内の一部の自治体では、公営住宅の入居申し込みが可能となっています。
- 大阪府立病院機構が運営する病院では、手術の実施などにあたっての同意は、パートナーシップの関係にある方も行うことが可能です。
- 上記のほか、現在、行政サービスの提供にあたり、法律上の配偶者であることを要件としている制度について、パートナーシップの関係にある方についても適用することができないか、検討を進めています。

企業では

企業経営のグローバル化が進む中、多様な人材が活躍できる職場環境の整備を進めていく一環として、性的マイノリティの社員についても、法律婚の配偶者と同等の福利厚生が適用されるように、社内規定を整備する企業が出てきています。

また、受付等でレインボーグッズ^{※3}を設置するなど、アライ^{※4}(Ally)企業であることを表明する企業や、多様な顧客ニーズに対応するため、受領証の提示があった場合に、以下のような性の多様性に配慮した商品・サービスを提供する企業も増えています。

- 携帯電話などの家族を対象とした割引の適用
- 住宅購入におけるペアローンの利用
- 生命保険の死亡保険金の受取人への指定や自動車保険の夫婦・家族限定の適用
- クレジットカードなどの家族カードの発行
- LGBTフレンドリー^{※5}と表示した賃貸物件の紹介



【レインボーフラッグ】

性的マイノリティの尊厳と社会運動を象徴。上から赤・橙・黄・緑・藍・紫の6色で、性の多様性を表しています。

※3 **レインボーグッズ**: 性の多様性を表す「レインボー」を用いたステッカーなど、LGBT支援の意思表示グッズ

※4 **アライ**: 「LGBTを理解・支援する人」であることを表明する言葉

※5 **LGBT**: レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の頭文字をとってできた言葉、性的マイノリティの総称として使われることがあります

※6 **LGBTフレンドリー**: LGBTの方々が自分らしく生きられるよう支援や配慮を行っていること